

高齢者



はりや入浴など 申請で割引券交付

本市では、高齢者に「はり・きゅう・マッサージサービス」と「公衆浴場無料入浴券」を交付しています。希望者は申請してください。なお、昨年度に利用した人には、三月中に郵送しました。

はり・きゅう・マッサージ割引券

100歳おめでとう



近藤いくさん
(江木町)
明治38年4月13日生まれ

有効期間「来年3月31日」まで対象「七十歳以上(昭和11年3月31日以前生まれ)の人(医師の同意に基づき保険診療を受けている人は除く) 割引券の交付」一人五枚 利用方法「指定施設所でのみ利用可。診療を受けるときは施設ごとに割引券以外に千円、出張施術は別に費用

が必要 申し込み「介護高齢福祉課へ

公衆浴場無料入浴券

有効期間「来年3月31日」まで対象「六十五歳以上(昭和16年3月31日以前生まれ)で独り暮らしの人 割引券の交付」一人三十六枚 利用方法「指定公衆浴場でのみ利用可 申し込み「介護高齢福祉課へ
問い合わせは同課 8906133へ。

年金



国民年金の保険料 学生は納付猶予も

二十歳になると学生でも、国民年金に加入して保険料を納めなくてはなりません。しかし、年度ごとに申請して承認を受けることで、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は家族の収入には関係なく、本人の所得(前年中の所得で百十八万円以下)が基準です。また、学生納付特例期間は老齢基礎年金の受給資格要件に算入されますが、年金額には反映されません。この期間は、十年以内まで保険料を納めること(追納制度)ができます。な



申請で納付猶予に(前橋工科大で)

お、保険料は三年目以降 経過した年数によって加算された額になります。

申し込み「年金手帳、学生証または在学証明書、印鑑を用意し、市役所国保年金課(8906254)、各支所へ直接

税



固定資産税の減免 該当者は申請を

次のような場合には、固定資産税や都市計画税が申請によって、減額や免除されることがあります。

生活保護法の生活扶助を受けているなど、徴収猶予、納期限の延長などでも納税が困難(原則として自己の居住に必要と認められる資産のみを所有) 所有する固定資産が公民館など不

特定多数の人に利用され、公益を増進する(有料の場合を除く)

固定資産が風水害、火災などで大きな被害を受けた
以外で特別の事由がある。

減免の申請は、申請書(必要によって事由を証明する書類を添付)を納期限の七日前までに市役所資産税課へ提出してください。調査の上、減免の可否などを決定します。なお、本年度の固定資産税・都市計画税の第一期納期限は、五月二日です。
問い合わせは同課 8906216へ。

福祉



カウンセリングで 悩む人を支援

日時「5月14日、9月24日の土曜10時、午前10時、午後0時30分 会場「総合福祉会館(日吉町二丁目) 対象「講座終了後も継続してカウンセリングの支援活動ができる人、二十人(抽選) 内容「良好な人間関係づくりや心理的課題に悩む人を支援するための傾聴・カウンセリングの学習 参加費「一万九千円 申し込み「4月30日 までに市民活動支援センター 2323848へ

要約筆記の通訳者 養成する講座

要約筆記通訳者を養成する講座を開きます。

講座名「手書き パソコン」
日時「6月21日、12月20日の火曜二十六回、午後1時30分、3時30分 会場「県社会福祉総合センター(新前橋町) 対象「県内在住で、講座修了後、県コミユニケーションプラザの要約筆記通訳者派遣事業に登録し活動できる人、各十人(選考) 参加費「無料(教材費は実費負担) 用意する物「はノートパソコン 申し込み「5月6日、13日(必着)に往復八ガキで、希望講座名・住所・氏名・ふりがな・性別・年齢・職業・電話番号を明記し、〒371-0843 前橋市新前橋町一三二 県社会福祉総合センター内 聴覚障害者コミユニケーションプラザ「要約筆記通訳者養成講座係」 2556633へ

市政TV

はつらつタウン まえぼし

群馬テレビ・毎月第4火曜
午前11時35分から7分間

今月は26日(火)に放送